

加工出口區准許設立在區內營業之事業之種類

加工出口區准許設立在區內營業之事業之種類，依加工出口區設置管理條例第三條及第六條之規定，訂定如下：

一、准許設立區內事業種類：

- (一) 電腦、電子產品及光學製品製造業。
- (二) 電力設備及配備製造業。
- (三) 電子零組件製造業。
- (四) 金屬製品製造業。
- (五) 機械設備製造業。
- (六) 化學原材料、塑橡膠原料及其他化學製品製造業。
- (七) 紡織、成衣及服飾品製造業。
- (八) 食品及飲料製造業。
- (九) 汽車及其零件製造業。
- (十) 其他運輸工具及其零件製造業。
- (十一) 其他製造業。
- (十二) 藥品及醫用化學製品製造業。
- (十三) 產業用機械設備維修及安裝業。
- (十四) 電力及燃氣供應業。
- (十五) 運輸及倉儲業。
- (十六) 出版、影音製作、傳播及資通訊服務業。
- (十七) 金融及保險業。
- (十八) 國際貿易業。
- (十九) 企業總管理機構及管理顧問業。
- (二十) 關連性產業服務業。
- (二十一) 其他具有高科技、資本密集、高品質、高附加價值條件之一，或符合加工出口區設立意旨，而經核准設立者。

二、准許設立在區內設有營業或聯絡處所之事業種類：

- (一) 加油站業。

- (二) 餐飲業。
- (三) 汽車貨運業。
- (四) 報關業。
- (五) 不動產開發及租售業。
- (六) 廢棄物清除、處理及資源回收處理業。
- (七) 法律及會計服務業。
- (八) 郵政儲金匯兌業。
- (九) 綜合商品零售業。
- (十) 育成及研發服務業。
- (十一) 再生能源自用發電設備業。
- (十二) 運動場館業。
- (十三) 非屬准許設立區內事業種類之事業種類，基於區內實際需要
經管理處或分處核准之其他輔助、服務性事業種類。